

## 観光で沖縄を旅行する皆さんへ

沖縄の観光振興を目的に、以下の条件を満たす査証の手数料を免除しています。

### 1. 査証手数料が免除となる要件

#### (1) 対象となる方

観光を目的に沖縄を訪問される方

#### (2) 対象となる査証

短期滞在査証(一次査証)のみ

### 2. 必要書類

通常の査証申請に必要な書類の他、以下の書類をご提出願います。

- 滞在予定表(日程表)
- 沖縄を訪問することを証する航空券予約票、乗船券予約票、宿舎予約票、沖縄で開催される各種イベントの入場券または予約表などのうちいずれか一つ。

(注) 疎明資料の提出がなく、沖縄を訪問することが確認できない場合は、査証手数料は免除されません。